

医療従事者の需給に関する検討会 第12回 看護職員需給分科会	資料1
令和元年10月21日	

前回のご議論の概要

論点1. 需給推計全般

ご議論いただいた内容の概要

【供給推計値について】

- 都道府県報告による数値がやや過小に見えるが、これまでの分科会にて様々な不確定要素が入る前提で議論を進めてきたうえで、都道府県においても各種分析や調整を経て報告されたものとして、この数字はひとまず受け止めてよいのではないかと。
- 今回の看護職員需給推計について、より合理的な模索をする一案として、一定の可能な限りの補正をし幅を持たせたとらえ方をしていくことでよいのではないかと。

【不確定要素について】

- 地域医療構想の進捗状況や医師の働き方改革など、今後、需給推計値へ影響を与える要素は複数あり得る。そのため、現時点において2025年の看護職員需給状況を正確に予測することは非常に難しいだろう。それでも現行の施策が全て地域医療構想実現に向かって走っていることは確かであり、そのことを前提にこれまで議論を重ねてきたことを踏まえれば、施策の方向性を大きく変え得るような数値が出た場合は改めて慎重な議論が必要になるが、そうでなければ今回の需給推計の考え方の前提等を今から変更する必要はない。

【国や都道府県が留意すべき点について】

- 今回、都道府県によっては2025年に看護職員が余るようにみえるところもあるが、そのようなところにおいても確保策が不要とはならず、地域別、領域別偏在など検討すべき重要な問題がある。東京や大阪などさらに不足が見込まれるところにおいても看護職員をどのように確保すべきかは大きな問題である。今回の需給推計の結果は、そのような看護職員確保策に係る問題を都道府県がそれぞれに丁寧な議論を行っていくための素材として活用されればよい。
- 看護職員需給推計は医師の需給推計とはスタンスが異なり、それにより国が学生の定員数を調整するなどの効力を持つものではない。そのうえで、それぞれの数字について誤解を与えないような丁寧な説明が必要である。

論点2. 看護職員確保策について

ご議論いただいた内容の概要

【地方の養成所の運営支援について】

- 現在、地方の養成所の運営が困難になってきているが、養成所の卒業生の地元定着率は高く、その地域における看護職員の供給源として確保策の観点からも運営の支援は重要ではないか。
- 教員の確保や都道府県による補助金の支援が必要ではないか。

【看護職員＝病院で働く人というイメージについて】

- 看護職員の活躍の場が拡大していると言われるが、一般的には看護職員は病院に勤める人間だという固定観念が依然根強い。そのようなイメージを払拭するために、中・高校生向けの看護体験等において病院に限らず訪問看護や介護保険施設等でも展開していくなど、地域における看護職員の活躍を積極的にアピールするべき。

【ナースセンターの機能強化、事業拡大について】

- 無料職業紹介による再就業支援の機能をもっと強化してほしい。
- 今後、地域別・領域別偏在への対策が求められるなかで、都道府県とともに需給調整機関として二次医療圏など圏域内の需給の濃淡の把握や具体的支援を展開する体制を確立するべき。

【地域別偏在について】

- 看護職員の配置や定着支援に関して、都道府県の責務であることを明示するべき。
- 都道府県ごとの施策等の差について、好事例の情報共有など積極的な横展開を促進するための支援がほしい。
- 今後、公立病院や公的病院、地域医療支援病院などが看護職員を雇用し、山間や離島などのへき地の病院や診療所へ、二次医療圏を超えて派遣するような仕組み作り等の検討も必要。

ご議論いただいた内容の概要（つづき）

【訪問看護提供体制に係る総合的・計画的な推進策について】

- 訪問看護単独で検討する問題ではなく、かかりつけ医をはじめとした連携体制など、地域包括ケアの推進におけるフレームのなかで考えなければうまくいかないのではということに留意すべき。

【訪問看護・介護分野における確保策について】

- 都道府県の計画に、地域包括ケアや訪問看護等に必要な看護職員数と確保策を明示することとするべき。現状は都道府県により対応に差がある。
- 訪問看護や介護分野に看護職員が集まらない現状について、その理由を分析し処遇の改善を含めた検討を行うべき。
- 訪問看護・介護分野においては小規模な事業所が多いことをふまえ、暴力・ハラスメント対策として相談体制の整備が重要。また、看護職員が研修を受けられるためのサポート体制の整備も求められる。
- 介護分野においては特に、質の高い看護管理者の確保が重要な課題の一つとなっている。プラチナ・ナースの移行などの仕組みができないか。

【看護補助者の確保、タスク・シフトについて】

- これからの病院の医療を維持していくうえで、看護補助者の存在は非常に重要だが、その確保が困難になってきている。実態調査による看護補助者の業務分担状況や課題をふまえ、改めて、その位置づけ、処遇の在り方も含めた確保・定着促進策の検討が必要。日本看護協会でもとめたガイドラインも活用してほしい。
- タスク・シフトの考え方について、医師－看護職員間だけでなく、看護職員－看護補助者、介護福祉士等との関係を考えて場合、介護福祉士の役割も非常に重要になってくるのではないか。